

彩の国さいたま人づくり広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成11年7月1日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額（会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号）第2条第4項若しくは第5項の報酬の基本額に限る。））の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月24日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月1日条例第1号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。